

通所介護重要事項説明書

【指定通所介護事業所】

和寿園デイサービスセンター

「和寿園指定居宅サービス」重要事項説明書

『通所介護』

当事業者は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2871400145号)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを、提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 和寿園
- (2) 法人所在地 兵庫県丹波篠山市高屋 24 番地
- (3) 電話番号 079-593-0069
- (4) 代表者氏名 理事長 細見 政利
- (5) 設立年月日 昭和 32 年 4 月 1 日

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 344.77 m²
- (3) 施設の周辺環境 高台にあり日当たり等良好

3. 事業所の説明

- (1) 施設の種類 指定通所介護
- (2) 施設の目的 ※当事業所は特別養護老人ホーム和寿園に併設されています。介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、通所介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 和寿園 兵庫県指定 第2871400145号
- (4) 施設の所在地 兵庫県丹波篠山市高屋 19 番地 2
交通機関 JR 福知山線 篠山口駅下車 タクシー等 10 分
舞鶴若狭自動車道 丹南篠山口インター下車約 10 分
- (5) 電話番号及び F A X 番号 079-593-0069 079-593-1397
- (6) 管理者氏名 伊藤 二葉
- (7) 当施設の運営方針 利用者と地域の架け橋の役割を果たし、誠実で利用者等と話し合いながら暖かみのあるアットホームな処遇を心がけて運営します。
- (8) 開設年月(サービス開始日) 通所介護 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の業務
〔介護老人福祉施設〕 〔居宅介護支援事業〕
〔短期入所生活介護〕 〔介護予防短期入所生活介護〕
〔介護予防通所介護〕
- (10) 通常の事業の実施地域
原則として、丹波篠山市全域とする

(1 1) 営業日及び営業時間

	通所介護
営業日・時間	月～土 8時30分～18時 1月1日から1月3日を除く
受付時間 (原則として)	9時00分～17時00分
サービス 提供時間帯	月～土 9時30分～16時40分

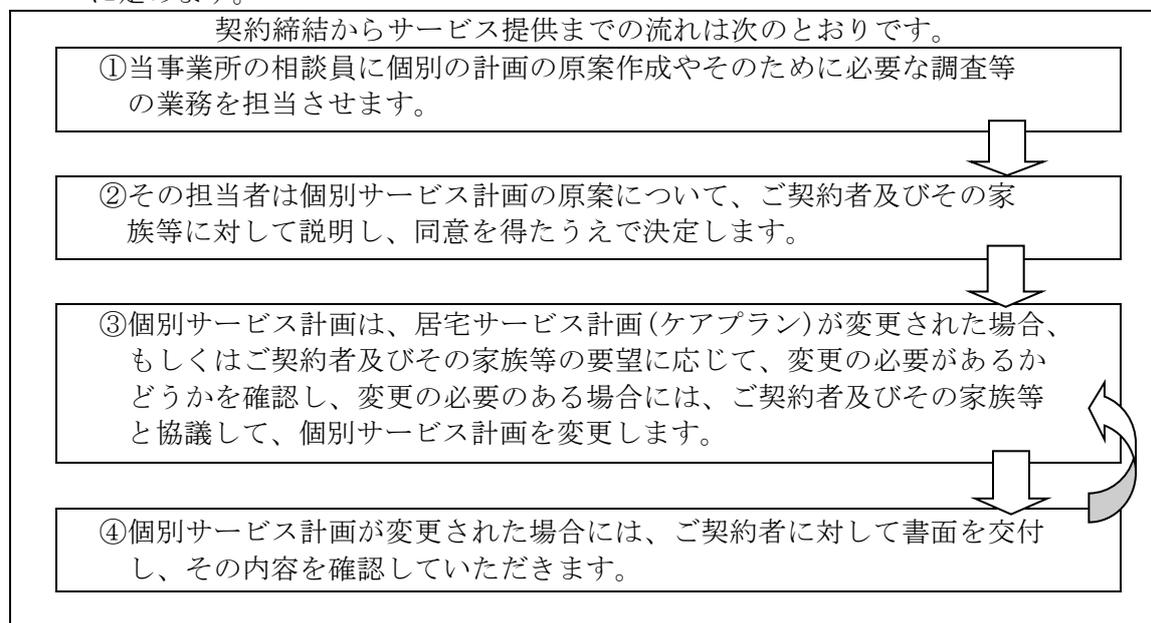
(1 2) 利用定員 通所介護 35人 (介護予防通所介護を含む)

(1 3) 事業所の内容

食堂及びダイニング	1室	
機能訓練室	1室	平行棒 その他
浴室	2室	一般浴槽 個人浴槽 特殊浴槽
事務所	1室	医務室含む

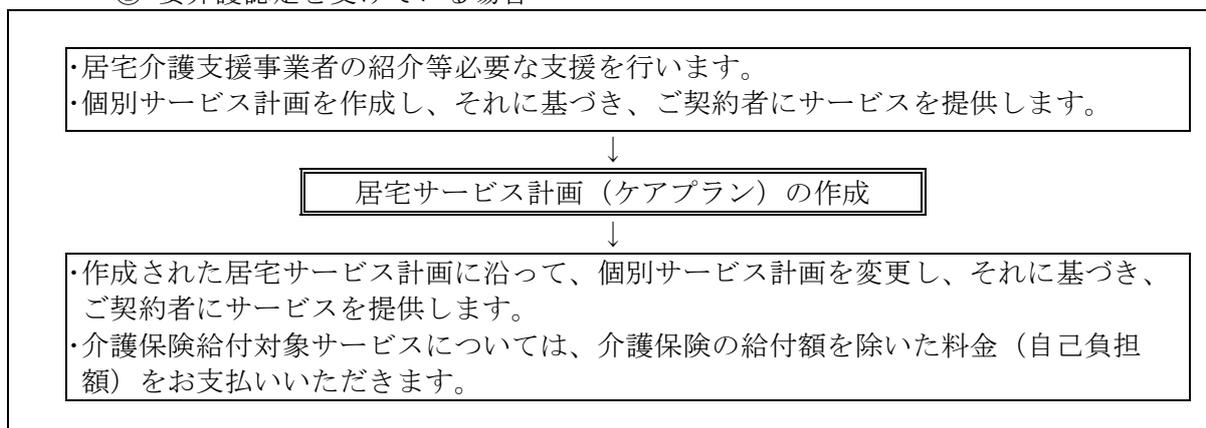
4. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画 (ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画 (以下、「個別サービス計画」という。) に定めます。

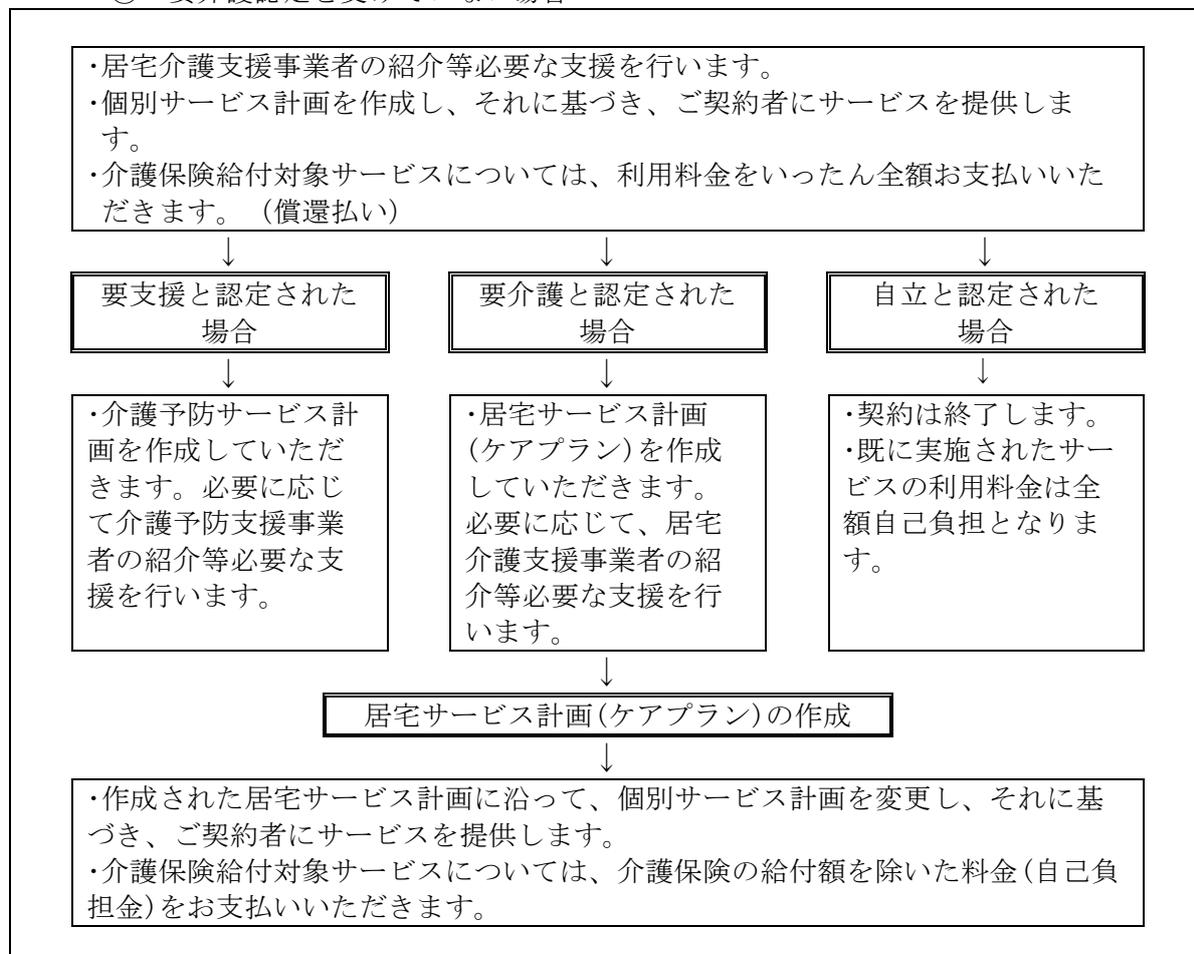


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

○通所介護 *兼務

職 種	
1. 事業所長（管理者）	*1名
2. 介護職員	5名以上
3. 生活相談員	*1名以上
4. 看護職員	*1名以上
5. 機能訓練指導員	*1名以上
6. 栄養士(管理栄養士)	*1名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割または8割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要(通所介護)>

①食事

当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）概ね12：00～13：00

②入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

ご契約者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

⑥サービス提供時間

午前9時30分より午後4時40分(原則として)

(7時から8時間適用申請施設です)

(2) サービスの利用料金（1日あたり）

1. 契約者の要介護度 基本料金	要介護1 6,580 円	要介護2 7,770 円	要介護3 9,000 円	要介護4 10,230 円	要介護5 11,480 円
2. 入浴介助加算	400 円				
3. 個別機能訓練加算 I イ	560 円				
4. サービス提供体制強化 加算 I	220 円				
5. 介護職員改善加算 1 (9.2%)	710 円	820 円	940 円	1,050 円	1,160 円
6. 介護保険から給付される金額	7,623 円	8,793 円	10,008 円	11,214 円	12,438 円
7. 公費負担金額(一割)	847 円	977 円	1,112 円	1,246 円	1,382 円
8. 食費	620 円				
自己負担金額 合計 (1割の場合)	1,467 円	1,597 円	1,732 円	1,866 円	2,002 円
自己負担金額 合計 (2割の場合)	2,314 円	2,574 円	2,844 円	3,112 円	3,384 円
自己負担金額 合計 (3割の場合)	3,161 円	3,551 円	3,956 円	4,358 円	4,766 円
9. 科学的介護推進体制加 算 I	40 円/月				

注 1) 科学的介護推進体制加算（1割の方で月 40 円）は、1日の自己負担金額合計×利用日数に追加されます。

* 上記の料金表によって、ご契約者の要介護度・負担割合に応じた金額をお支払い下さい。

(3) 介護保険の給付対象外のサービス

①写真代

ご契約者は、サービス提供時に写した写真等を希望された場合には実費相当分をご負担いただきます。 1枚 40円です。

②食 費 (食費として利用毎に一食 620円 頂きます。)

③おむつ・パット代 (実費相当額)

④交通費 (丹波篠山市エリア外)

通常の事業実施地域外の地区 (丹波篠山市) にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費をいただきます。

・利用料金：距離(km)×50円(高速代金等は別途いただきます)

⑤レクリエーション・クラブ活動費

契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

- ・利用料金：状況に応じて材料代等の実費をいただくことがあります。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

翌月10日以降に請求書(利用実績表)をお渡しします。

欠席の場合は、送付致しますので、月末までに以下のいずれかの金融機関でお振込みください。(次回の利用日に持参していただいても結構です。)

中兵庫信用金庫 丹南支店 普通預金 口座名 和寿園デイサービスセンター 管理者 伊藤 二葉 口座番号 0103551	丹波ささやま農業協同組合 西紀大山支店 普通預金 口座名 社会福祉法人 和寿園 理事長 細見 政利 口座番号 7870393
---	--

(5) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出して下さい。
- ・利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び介護員の稼働状況により契約者の希望される期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	にしき記念病院(嘱託医)
所在地	兵庫県丹波篠山市西谷 575-1
診療科	内科 整形外科 眼科 耳鼻科 心療内科 理学療法科(入院病棟)

医療機関の名称	兵庫医科大学ささやま医療センター
所在地	兵庫県丹波篠山市黒岡 5

②協力歯科医院

医療機関の名称	小嶋歯科医院
所在地	兵庫県丹波篠山市立町 139-1

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させて頂く事ができます。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合（ただし、状況により施設長が認めた場合6ヶ月まで可能とする）
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

- (3) 契約の一部が解約または解除された場合
本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。
- (4) 契約の終了に伴う援助
契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合は、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 責任者 所 長 伊藤 二葉
相 談 員 小立 香陽子

・受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

電話番号 079-593-0069

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9：00～17：15 月～金
・市・区役所 介護保険担当課	丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課介護保険係 所在地 兵庫県丹波篠山市北新町41 電話番号 (079) 552-1111 受付時間 8：30～17：15 月～金

